

## ユニバーサル社会推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 年齢、性別、障害の有無、文化などの違いにかかわらず、だれもが安心して暮らし、元気に活動できるユニバーサル社会づくりを総合的に推進することを目的として、平成17年度に制定した「ユニバーサル社会づくり総合指針」に基づき取り組んできた施策を踏まえ、条例の制定も含めた検証・検討をするため、ユニバーサル社会推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ユニバーサル社会の推進にかかる取組みの検証に関すること。
- (2) 「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例（仮称）」の制定に向けた検討に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、委員長が特に必要と認め審議に付した事項

### (組織)

第3条 この委員会は、別表に掲げる委員で組織する。

### (委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。但し、第一回目の会議の招集については、兵庫県健康福祉部障害福祉局長が招集する。

- 2 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、会議が開かれる前に委任状を委員長に提出しなければならない。
- 3 委員長が必要と認めたときは、オブザーバーとして、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (謝金)

第6条 委員が会議その他の委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 前条第2項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して委員と同額の謝金を支給する。
- 3 前条第3項の規定に基づき、オブザーバーが会議に出席したときは、オブザーバーに対して委員と同額の謝金を支給することができる。

### (旅費)

第7条 委員が委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定による。
- 3 第5条第2項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して旅費を支給する。
- 4 第5条第3項の規定に基づき、オブザーバーが会議に出席したときは、オブザーバーに対して旅費を支給することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部障害福祉局障害者支援課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年7月31日限りで、その効力を失う。

別表（第3条関係）

ユニバーサル社会推進委員会委員名簿

所属団体・職名	氏 名
関西大学社会学部・教授	松原 一郎
関西福祉大学社会福祉学部・教授	谷口 泰司
兵庫県議会健康福祉常任委員会・委員長	伊藤 傑
(特非) コミュニティ・サポート神戸・理事長	中村 順子
(公財) 兵庫県身体障害者福祉協会・理事長	岡田 和隆
(一社) 神戸外国倶楽部・元会長	フリッツ・レオンハート
(社福) 兵庫県社会福祉協議会・会長	吉本 知之
(社福) プロップ・ステーション・理事長	竹中 ナミ
(社福) きらくえん・名誉理事長	市川 禮子